

通所型サービス

重要事項説明書

府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

社会福祉法人多摩同胞会

1. 利用日および相談窓口

利 用 日	月曜日から土曜日
営 業 時 間	8 時 30 分～20 時 00 分
サービス提供時間	9 時 15 分～12 時 30 分（午前）
	13 時 30 分～17 時 00 分（午後）
	① 9 時 15 分～12 時 30 分
	② 13 時 30 分～17 時 00 分
休 日	日曜日および年始（1 月 1 日～1 月 3 日）
相 談 電 話	0 4 2（3 6 9）0 0 8 0
相 談 対 応 時 間	営業時間（8 時 30 分～20 時 00 分） ※その他の時間も相談対応可
担 当 者	事業責任者または生活相談員

2. 事業所の概要

(1) 概要

事 業 所 名	府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター
所 在 地	府中市朝日町 3 丁目 17 番地 1
事 業 所 長	管理者
指 定 番 号	1373803103
指 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
施 設 設 置 者	府 中 市 長
施 設 運 営 者	社会福祉法人 多摩同胞会
法 人 の 概 要	別添パンフレット参照

(2) 主な職員の配置状況

職 種	専従	兼務	合 計
管理者（従業者と兼務）		1 名	1 名
生活相談員	1 名		1 名
介護職員	1 名	7 名	8 名
看護職員	1 名		1 名
機能訓練指導員	1 名		1 名

※保有資格：介護支援専門員、介護福祉士、防火管理者、社会福祉士、ヘルパー2 級、看護師、あんまマッサージ指圧師、作業療法士等施設設置、栄養士、管理栄養士等、事業所運営基準法令に基づく資格保有

※参照【別紙 1 の 1】通所型サービス（国基準）当年度職員配置および担当者詳細、【別紙 1 の 2】通所型サービス（市独自基準）当年度配置および担当詳細

(3) 主な設備

居室・設備の種類	室数	備考
活動室	1 室	115 m ²
食堂	1 室	102 m ²
浴室	2 室	介助浴槽、リフター浴槽、特別浴槽
相談室	1 室	14 m ²
静養室	1 室	27.84 m ² ベッド 2 台、ソファベッド 3 台
送迎車	5 台	リフター車 3 台、他 2 台
機能訓練室	1 室	59.86 m ² 《主な設置機器》 平行棒・昇降階段・滑車・エアバイク・セラ粘土・ペグカップ・バランスボール他

3. 提供サービス

通所型サービス（国基準、市独自基準）

- ① 介護予防通所介護サービス・通所型サービス（国基準、市独自基準）を提供する。
- ② 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの利用目的に基づき、利用者及び家族又は代理人との確認・同意を得て、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に基づいたサービスを提供する。

4. 通所型サービス（国基準、市独自基準）利用詳細

- (1) 利用内容及び具体的な対応については、「介護予防通所介護個別計画書又は介護予防マネジメント計画書」に記載し、利用開始日前までに利用者及び家族又は代理人に説明と同意を得る。
- (2) 利用開始時、既往症及び健康状態把握のため、必要な情報を介護支援専門員に求める。ただし、その方法で健康状態が把握できない場合は、同意を得たうえで健康診断書の提出を求める。
- (3) 利用者及び家族又は代理人は利用中止、休止の場合、事業者知らせる。
- (4) 利用者の体調不良、天災・天候等の理由により、事業者がサービスを中止することができるその理由は、利用者の容態悪化の恐れ、利用者の安全が保てないことに限る。
- (5) 利用者の都合により、介護予防通所介護サービス・通所型サービスの利用が 3 ヶ月以上なかった場合、改めて再開時、重要事項を説明し同意を得る。

5. 利用料及び支払い

(1) 利用料

・通所型サービス（国基準、市独自基準）利用料（基本利用料）

「月額単位（要支援 1、2 ごと、サービス内容別加算の合計）×給付率適用＝合計額」
の本人負担金額

・食事費：1 食単価の金額

【引用】指定通所介護兼通所型サービス事業府中市あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程
【別紙 2 の 2】通所型サービス（国基準）利用料金表【別紙 2 の 3】通所型サービス（市独自基準）料金表

(2) 支払い

利用料は利用翌月 10 日までの介護保険請求処理後、利用請求書をもって納入通知及び利用額を

請求する。請求書に記載された納入期限日まで金融機関の指定口座に納入する。

以下の方法から納入し、納入通知書の領収書をもって領収を証明する。

①自動引き落とし

③ 指定口座への振込み

6. 個人情報保護及び損害賠償

(1) 個人情報保護

本法人個人情報管理規程に基づき、当事業所の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族又は代理人の情報について、正当な理由なく第三者に漏らさない。このことは、契約終了後も同様に継続する。また、預かっている個人情報は、取り扱いに注意すると共に損失・紛失が無いように安全に管理する。なお、サービス提供に関する必要な個人情報は、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・自治体との間で使用する場合は、同意を得てからの使用とする。【別紙 2】個人情報の使用目的・個人情報提供同意書参照

(2) 損害賠償

本事業運営規程第 20 条に基づき、提供するサービスにともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

7. 苦情対応

利用者及び家族又は代理人からの苦情については、社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（以下苦情対応規程）に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（苦情対応規程の「苦情解決制度の流れの概要」）を全職員が周知し、適切な苦情対応を実施する。他、日常的な苦情までには至らない意見、要望、疑問等の把握を定められた会議等で報告・確認をする。【別紙 3】通所型サービス事業所苦情対応一覧及び【別紙 4】通所型サービス事業所苦情解決システム参照

8. ハラスメント対策

社会福祉法人多摩同胞会ハラスメント防止規程に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（ハラスメントに関する相談・苦情対応フローチャート）を全職員へ周知し、適切な対応を実施する。常に責任者及び部署責任者は職場環境の透明性を確保しながら、相談、意見、要望を、疑問等の把握を行い定められた会議等で報告、確認する。

9. 事故対応

事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、できるだけ早く家族又は代理人と居宅介護支援事業所・地域包括支援センター及び保険者に連絡する。また、日頃から危険因子となる事項を察知し事故防止対策に努める。

10. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画「消防計画・BCP」を策定するとともに、利用者に対しては、定期的に避難やそのほか必要な訓練を行い、あわせ地域住民との連携のもと協力体制を確保したうえで、合同訓練等行うこととする。

11. 感染症対策

事業所の感染症マニュアルに沿って手洗い等、活動室内、備品の消毒の徹底に努め、感染症発生時には速やかに感染症対策会議・委員会を立ち上げ対応に努める。

1 2. 人権擁護・虐待防止

虐待防止のための指針を策定したうえで、会議を定期的に開催し、話された結果をもって会議委員が全体へ周知し、人権の擁護、虐待防止のための研修を計画し、計画に沿って実施する。

1 3. 地域との連携及び交流

地域の拠点である施設併設の事業所として、地域資源（個人、各団体等）を多く受け入れ、資源の活用と利用者との交流を深める場として広く連携を図ることとする。

1 4

・認知症ケアの推進

東京都認知症介護実践者研修・東京都認知症介護基礎研修の受講を利用者のサービス向上を目的（認知症の人の尊厳確保）に実施する。

以上の内容について説明者 _____ が説明し、同意を得たので、事業者（甲）利用者（乙）双方にて確認します。

同意・確認日 年 月 日

（甲） 事業所名 社会福祉法人多摩同胞会
府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

住 所 東京都府中市朝日町 3-17-1

管 理 者 _____（印）

（乙） 利用者名 _____（印）

住 所

ご家族

または

代 理 人 名 _____（印） （続柄： ）

住 所

【別紙 1 の 1】通所型サービス（国基準）当年度職員配置及び担当者詳細

2025 年 4 月 1 日現在

1. 2025 年度通所型サービス（国基準）職員配置

種	専従		兼務		合 計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者（従業者と兼務）			1 名		1 名
生活相談員			8 名		8 名
介護職員		6 名	7 名	8 名	21 名
看護職員			1 名	3 名	4 名
機能訓練指導員			1 名	3 名	4 名

※通所介護事業所・通所型サービス事業所の変更申請

(2025 年 4 月 1 日提出)

【付表 6-1】通所介護の指定に係る記載事項および【付表 2】

通所型サービス事業所の指定に係る記載事項の転記

※指定通所介護兼通所型サービス事業所府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙 1 の 2】通所型サービス（国基準）職員配置（年度版）参照

2. 担当者一覧

担 当 業 務	担 当 者 名
センター長	比嘉登美枝
提供責任者（管理者）兼生活相談員	比嘉登美枝
生活相談員（兼務）	傳刀耕祐
生活相談員（兼任）	青木祐明
生活相談員（兼任）	横地千陽

以上

【別紙 1 の 2】通所型サービス（市独自基準）当年度職員配置及び担当者詳細

2025 年 4 月 1 日現在

1. 2024 年度通所型サービス（市独自基準）職員配置

種	専従		兼務		合 計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者（従業者と兼務）			1 名		1 名
生活相談員			8 名		8 名
介護職員		6 名	7 名	8 名	21 名
看護職員			1 名	3 名	4 名
機能訓練指導員			1 名	3 名	4 名

※通所型サービス事業所の変更申請（2025 年 4 月 1 日提出）

【付表 2】通所型サービス事業所の指定に係る記載事項の転記

※指定通所介護兼通所型サービス事業所府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙 1 の 3】通所型サービス職員配置（年度版）参照

2. 担当者一覧

担 当 業 務	担 当 者 名
センター長	比嘉登美枝
提供責任者（管理者）兼生活相談員	比嘉登美枝
生活相談員（兼務）	傳刀耕祐
生活相談員（兼任）	青木祐明
生活相談員（兼任）	横地千陽

以上

【引用】
指定通所介護兼通所型サービス事業府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の2】
通所型サービス(国基準)利用料金表

2025年4月1日現在

通所型サービス(国基準)

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス
- ※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)
- (1)基本サービス

通所型サービス1

通所型サービス2
- (2)加算サービス

サービス提供体制強化加算Ⅱ

科学的介護推進加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

2. 利用料
- (1)介護保険利用者負担金額
- (2)昼食代
- (3)おやつ代

【表】通所型サービス(国基準)利用料一覧

		通所型サービス基本サービス															
		月定額								日割り計算用(1日につき)							
		単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	8割(保 険分) (円)	2割(利 用者負 担分) (円)	7割(保 険分) (円)	3割(利 用者負 担分) (円)	単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	8割(保 険分) (円)	2割(利 用者負 担分) (円)	7割(保 険分) (円)	3割(利 用者負 担分) (円)
基本サービス	要支援1	1,798	19,202	17,281	1,921	15,361	3,840	13,441	5,760	69	630	567	63	504	126	441	189
	要支援2	3,621	38,672	34,804	3,868	30,937	7,734	27,070	11,601	119	1,270	1,143	127	1,016	254	889	381
	要支援2(週1回程度)	1,811	19,341	17,406	1,935	15,472	3,868	13,538	5,802	61	651	585	66	520	130	455	195
該 当 時 の み	送迎減算(1回につき)	-47	-502	-452	-50	-402	-101	-352	-151								
	高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1%に相当する単位数を減算															
	業務継続統計画未実施減算	所定単位数の1%に相当する単位数を減算(2025年3月31日まで経過措置)															
サービス提供体制加算Ⅱ	要支援1	72	768	691	77	614	153	537	230								
	要支援2	144	1,537	1,383	154	1,229	307	1,075	461								
科学的介護推進加算		40	427	384	43	341	86	298	129	40	427	384	43	341	86	298	129
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の9.2%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価															
昼食代		700円															
おやつ代		50円															

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※日割り計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。

※事業対象者の基準サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。

上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

【引用】

指定通所介護兼通所型サービス事業府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の3】
通所型サービス(市独自基準)利用料金表

2025年4月1日現在

通所型サービス(市独自基準)利用料金表

1. 通所型サービス提供基本サービス及び加算サービス
※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.68)
(1)基本サービス (2)加算サービス
通所型サービス1(3時間以上) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
通所型サービス2(3時間以上)
2. 利用料
(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】通所型サービス(市独自基準)通所型サービスの利用料金表

		通所型サービス基本サービス															
		月定額								日割り計算用(1日につき)							
		単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	7割(保険分)(円)	3割(保険分)(円)
基本サービス	通所型サービス1	1,364	14,567	13,110	1,457	11,653	2,913	10,196	4,370	45	480	432	48	384	96	336	144
	通所型サービス2	2,666	28,472	25,624	2,848	22,777	5,694	19,930	8,541	88	939	845	94	751	187	657	281
	通所型サービス2 (週1回程度)	1,375	14,685	13,216	1,469	11,748	2,937	10,279	4,405	45	480	432	48	384	96	336	144
該当時	高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数に1%相当する単位数を減算															
	業務継続計画未実施減算	所定単位数に1%相当する単位数を減算(2025年3月31日まで経過措置)															
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記の算定した単位数合計の9.2%に相当する単位数に地域単位(10.68)を掛けた単価															
昼食代		700円															
おやつ代		50円															

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差替えを行います。
※1ヶ月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。
金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※日割計算は「月定額÷当該月の日数を1日の単位」とする。
※事業対象者の基本サービスの利用料は週1回利用の場合は要支援1、週2回利用の場合は要支援2の金額となります。
上記の空欄に記載し、利用者に提示します。

【別紙 2】 個人情報の使用目的 個人情報提供同意書

個人情報の使用目的

1 通所型サービスの提供

- ① 通所型サービスの提供
- ② 関係機関等との連携（サービス担当者会議等）
- ③ 介護支援専門員等への照会
- ④ 通所型サービス利用に必要な家族の個人情報に関する事

2 第一号事業支給費請求のための事務

- ① 介護保険等に関する事務、及びその委託
- ② 審査支払機関等への介護報酬請求書類の提出
- ③ 審査支払機関等または保険者からの照会への回答
- ④ 介護給付費請求のための利用

3 管理運営業務

- ① 保険者等への事故等の報告
- ② その他、管理、運営業務に関する利用

4 通所型サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5 東京都等外部機関からの照会への回答

6 医療関係機関からの問い合わせに関する回答

7 介護サービスの質の評価と科学的介護推進への資料提出

- * 上記のうち、他の関係機関等への個人情報の提供に同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- * これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

個人情報提供同意書

年 月 日

府中市立あさひ苑
高齢者在宅サービスセンター
通所型サービス事業所管理者 宛

このたび私が、府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンターから通所型サービスを受けるにあたり、次のことについて担当者から十分に説明を受け、了解しましたので同意致します。

同意内容 使用目的に限定してサービス担当者和議等において、情報の共有のために「利用者の個人情報」及び「当該家族の個人情報」を提供することを同意します。

同意者 氏 名 _____ 印 _____
生年月日(明治・大正・昭和) _____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所 _____
電話番号 _____

代理人 氏 名 _____ 印 _____
(続柄 _____)

家族代表者氏名 氏 名 _____ 印 _____
(続柄 _____)

【別紙 3】通所介護・通所型サービス事業所苦情対応一覧

記録管理根拠：社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（平成 22 年 2 月 1 日施行）

様式 1 苦情申出書（苦情申出人）

様式 2 苦情受付・経過記録書（苦情受付担当者記入）

様式 3 苦情受付報告書（第三者委員から苦情申出人）

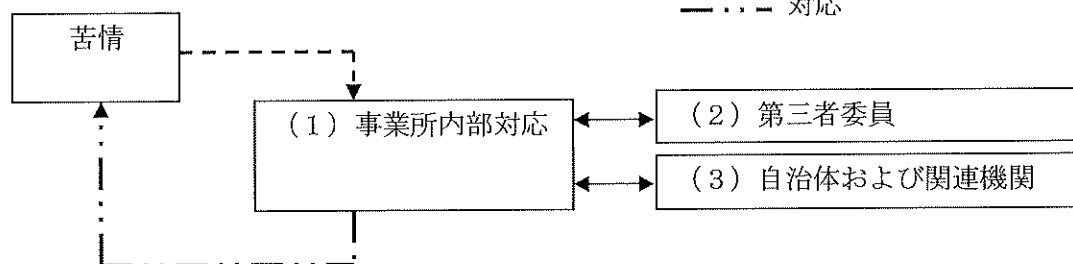
様式 4 改善結果（状況）報告書（苦情解決責任者から苦情申出人、第三者委員）

※日常的によせられる意見・要望等については「業務改善申出書」により受け付ける。

< 苦情対応の流れ >

※凡例

- 発生
 ----- 報告・調整
 -...- 対応



< 苦情対応者 >

苦情対応区分		名称・担当者名および連絡先
(1)	受付担当者	府中市立あさひ苑通所介護サービス全職員
	事業責任者	府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター 通所介護・介護予防通所介護事業所・通所型サービス事業所 所在地：東京都府中市朝日町 3-17-1 電話番号：042-369-0080 ファックス：042-365-4683 事業責任者 比嘉 登美枝
(2)	第三者委員	中山 圭三 社会福祉協議会 042-364-5137
(3)	自治体	府中市福祉保健部介護保険課／高齢者支援課 所在地：東京都府中市宮西町 2-24 電話番号：042-335-4030／335-4117 受付時間：月～金 8:30～17:15
	東京都国民健康保険団体連合会（相談・苦情受付専用）	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号：03-6238-0177 受付時間：月～金 9:00～17:00 休日：土・日・祝日・年末年始
	東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）	所在地：東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階 電話番号：03-5283-7020 受付時間：月～金 9:00～17:00 休日：土・日・祝日・年末年始

【別紙4】

通所介護・通所型サービス事業所
苦情解決システム

凡例 → あさひ苑共通対応
--- → 通所介護・通所型サービス対応

